

議案第3号

新居浜市情報公開条例及び新居浜市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市情報公開条例及び新居浜市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年2月25日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市情報公開条例及び新居浜市個人情報保護条例の一部を改正する条例

(新居浜市情報公開条例の一部改正)

第1条 新居浜市情報公開条例(平成19年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第7条第6号オ中「市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等」を「独立行政法人等、市若しくは他の地方公共団体が経営する企業」に改める。

(新居浜市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 新居浜市個人情報保護条例(平成19年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第15条第7号オ中「市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等」を「独立行政法人等、市若しくは他の地方公共団体が経営する企業」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由

国有林野の管理経営に関する法律等の一部が改正され、国有林野事業の国営企業形態が廃止されたことによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。